

7. 評価委員会の総括的意見

(1) 施設管理のあり方について

- 指定管理施設の運営において、メールやホームページなどITを活用した情報伝達は、とても有効な手段であり、今後も活用していく必要がある。その際、個人情報保護や情報セキュリティの対策が重要であり、適切な対応が必要である。
- 相談事業や施設利用者によるアンケートや要望など、施設運営を通じて得られた情報はデータベース化して、有効に活用する必要がある。特に、区が設置する同種・類似する施設間では、情報を共有し、各施設の運営に活かせる環境づくりが必要である。
- 施設の管理運営にあたっては、毎年度、協定書や業務基準書を踏まえ施設の目的や理念を再確認した上で、独自性をもって取り組むことが必要である。
- 職員一人ひとりが施設の設立意義や目的を十分に理解して取り組むことが重要である。このため、計画的な職員研修を実施し、職員の資質や能力を強化していくことが必要である。

(2) 評価の進め方等について

- 評価の実施に際しては、PDCAサイクルの視点で施設の管理運営や事業を検証することが必要である。特に、施設利用者や第三者の視点に立ち、再点検することが重要である。
- 施設の視察やヒアリングの際には、施設の設置目的や運営の状況、区の施策を推進する上での位置付けなどを把握できるように、資料や施設案内の方法を工夫する必要がある。特に、事業の実績等を評価するためには、詳細な数値の提示が必要である。